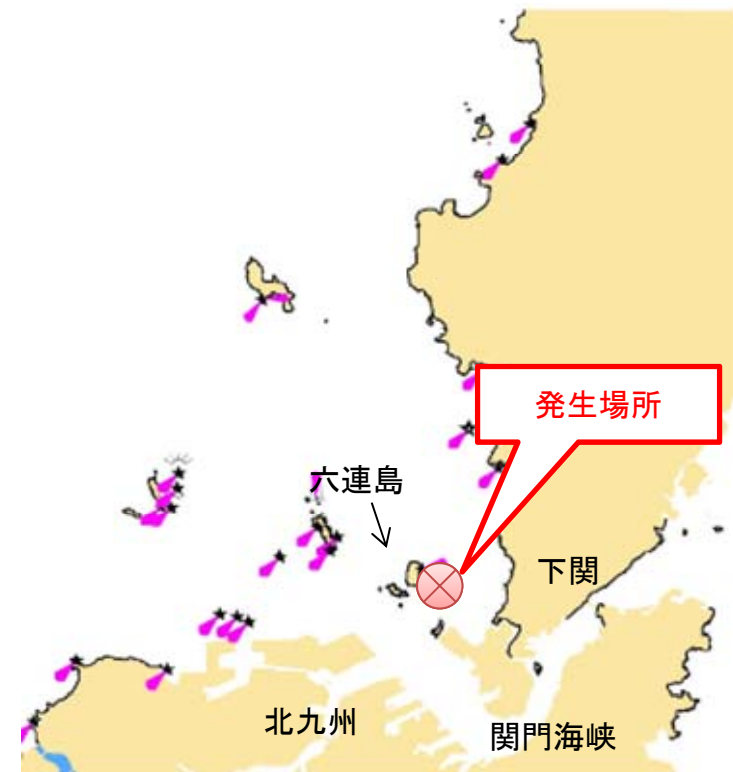


自動車運搬船 AUTO BANNER 練習艦 しまゆき 安全阻害

運輸安全委員会  
平成26年10月

## 1. 船舶インシデントの概要

自動車運搬船オートAUTO バナーBANNERは、船長ほか23人が乗り組み、水先人が水先を行い、阪神港堺泉北区に向けて関門港の関門航路を南進中、練習艦しまゆきは、艦長ほか153人が乗り組み、長崎県佐世保港に向けて同航路を北北東進中、平成25年6月11日20時48分ごろから20時50分ごろの間、山口県下関市むつれ六連島東方沖の関門航路において行き会う際、両船が、右舷対右舷で距離約250mに接近した。



## 2. 船舶の要目等



総トン数	52,422トン
L×B×D	199.53m×32.26m×21.03m
乗組員数	24人 (大韓民国人4人、フィリピン人20人)
在橋者	船長、水先人等
船舶所有者	ATINUM MARITIME NO. FIVE S.A. (パナマ)

A 船 自動車運搬船 AUTO BANNER (パナマ)

基準排水量	3,050トン
L×B×D	130.0m×13.6m×8.5m
乗組員数	154人
艦橋配置者	艦長、航海長、隊司令等
船舶所有者	防衛省



B 船 練習艦しまゆき

### 3. インシデント発生に関する分析

(1) 20時40分ごろ

A船：六連島北方沖を航行中、水先人Aが、レーダー及びAISの情報により、反航船のB船の状況を確認した。

B船：関門航路を航行中、乗組員が、A船の存在をAIS及びレーダーで確認し、艦長B及び航海長Bに報告した。

(2) 20時43分ごろ～44分ごろ

A船：水先人Aが、B船が関門航路の中央付近を航行していることを認めた。

B船：艦長B及び航海長Bが、自船のコースラインから左に約30m外れている旨の報告が乗組員からなされた時点では、関門航路の中央付近を航行していた。

航海長Bは、関門航路の中央付近を航行しているとの認識がなかったこと、及び次の変針点で変針することについて、艦長Bの了承を得ていたことから、針路を保持して航行した。

(3) 20時47分ごろ～48分ごろ

A船：第6号灯浮標に向かうように右転を続けたが、水先人Aは、A船の舷灯の見え方から、B船が左転しているように見え、疑問を感じた。

B船：関門航路の中央付近を航行中、航海長Bが、乗組員の変針という報告（合図）を聞き、左舵15°を指示したが、艦長Bは、左転が早いと判断し、航海長Bに右舵15°を取るよう指示し、その際、A船を初認した。変針は、予定変針点より約500m手前で行われた。

(4) 20時48分ごろ～49分ごろ

A船：水先人Aは、右舷20° 1,000m付近にB船の両舷灯を認め、B船との衝突の危険が生じると思い、左舵一杯を取るとともに、短音2回の汽笛信号を繰り返し行い、船長Aに対して「エマージェンシー、ストップエンジン」を指示し、舵を左一杯から減じた。

B船：艦長Bは、A船との距離が約732mとなって短音2回の汽笛信号を聞き、A船が右舷対右舷の通過を企図しているものと思い、航海長Bに左舵30°を取るよう指示するとともに、短音2回の汽笛信号を行うよう指示した。

(5) 20時50分ごろ

両船が、右舷対右舷で通過した際の距離が約250mとなり、最も接近した。

## 4. 原因

本インシデントは、A船が航路の右側を航路に沿うように右転していたところ、右舷前方のB船が、航路の中央付近を航行し、また、次の針路に向けようとして予定変針点より手前で左転したため、発生したものと考えられる。

B船が、関門航路の中央付近を航行し、また、次の針路に向けようとして予定変針点より手前で左転したのは、それぞれ次の(1)及び(2)記載のことによるものと考えられる。

- (1) コースラインが関門航路の中央寄りに設定されていた上、航海長Bに航路の中央付近を航行しているとの認識がなく、次の変針点で変針することについて、艦長Bの了承を得ていたこと。
- (2) 航海長Bは、乗組員から変針という報告を聞き、変針点に到達したものと思い、また、次の変針点付近である第5号灯浮標と第3号灯浮標を結ぶ線も近くに感じたこと。

## 5. 再発防止策

B船は、次の対策を講じる必要がある。

- ・ 航行マニュアルの記載に従った針路線の設定を行うこと（注1）
- ・ 風潮流による圧流量を逐次把握すること
- ・ 自船の位置を正確に把握すること
- ・ 港則法の規定を遵守した航行を行うこと（注2）
- ・ 注意すべき他船の情報は、艦長、操艦者等に共有される方策を整備すること

（上記の対策は、海上自衛隊において措置済み）

（注1） 関門航路を西航する場合は航路の東側線（右側の境界線）から約200mの距離を針路線とする。

（注2） 港則法施行規則第38条第1項第1号で「できる限り、航路の右側を航行すること」と規定されている。

## 推定航行経路図(拡大図)

